

訪問看護サービス重要事項説明書

＜令和８年６月１日現在＞

訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第３７号第８条に基づいて、事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

１．事業者概要

事業者	智頭町
事業所名称	智頭病院訪問看護ステーション
管理者名	中田 小百合
事務所の所在地	〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭１８７５番地
電話番号	０８５８－７５－３８８１
介護保険事業所番号	３１６１２０００１３
訪問看護ステーションコード	１２９００２２
事業等の種類	訪問看護、介護予防訪問看護

２．事業の目的と運営方針

事業の目的	介護保険法第７条による、居宅要介護者等について、その者の居宅において看護師等により、療養上の世話又は必要な診療の補助を目的とする。
運営の方針	利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す。

３．事業所の職員体制

職 種	員 数	勤務の体制
保健師		
看護師	２．５人以上	常勤（管理者兼務１名）
准看護師		
理学療法士	１人	兼務
作業療法士		

４．営業日、営業時間及び営業地域

営業日	月～金曜日。但し国民の祝日及び１２月２９日から１月３日、及び８月１４日を除く。
営業時間	午前８時１５分～午後５時 ただし、利用者やその家族からの電話等による連絡・相談は、常時２４時間対応とする。
営業地域	智頭町内、鳥取市用瀬町内、鳥取市佐治町内及び西粟倉村内

5. 訪問看護サービスの提供方法

主治医の指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施します。

また、リハビリテーションを中心とした訪問看護を行う場合、看護職員の代わりに理学療法士等が訪問看護を行う場合があります。

6. 訪問看護サービスの内容

(1) 病状の観察（血圧、脈、体温測定など）療養環境のアセスメント モニタリング

(2) 療養上の世話に関すること。

ア 清拭及び洗髪等による清潔の管理並びに援助

イ 食事並びに栄養状態及び排泄等日常生活療養上の世話

ウ ターミナルケア及び認知症・精神疾患の方の看護

(3) 診療の補助に関すること。

ア 医師の指示等による点滴等の医療処置

イ 褥瘡の予防及び処置

ウ 各種カテーテルの管理

エ 酸素吸入器等医療機器の管理

オ その他医師の指示による事項

(4) リハビリテーションに関すること。

(5) 家族の支援に関すること。

ア 家族への療養上の指導及び相談

イ 家族の健康管理など

(6) その他

通常の保険適用サービス以外のサービスを利用者が希望された場合は、独自に利用料金を定めたオプションサービスとして実施します。

7. 利用料

【介護保険・医療保険共通】

訪問看護指示書料	負担割合	1回 3,000円
	1割	300円/回
	2割	600円/回
	3割	900円/回

【介護保険による場合】

(要介護)

(要支援)

基本利用料 /時間別単価	負担割合	利用時間	自己負担	自己負担
	1割	20分未満	314円	303円
		30分未満	471円	451円
		30分以上1時間未満	823円	794円

		1 時間以上 1 時間半まで	1, 1 2 8 円	1, 0 9 0 円
		理学療法士、作業療法士 又は、言語聴覚士の場合	2 9 4 円	2 8 4 円
	2 割	2 0 分未満	6 2 8 円	6 0 6 円
		3 0 分未満	9 4 2 円	9 0 2 円
		3 0 分以上 1 時間未満	1, 6 4 6 円	1, 5 8 8 円
		1 時間以上 1 時間半まで	2, 2 5 6 円	2, 1 8 0 円
		理学療法士、作業療法士 又は、言語聴覚士の場合	5 8 8 円	5 6 8 円
	3 割	2 0 分未満	9 4 2 円	9 0 9 円
		3 0 分未満	1, 4 1 3 円	1, 3 5 3 円
		3 0 分以上 1 時間未満	2, 4 6 9 円	2, 3 8 2 円
		1 時間以上 1 時間半まで	3, 3 8 4 円	3, 2 7 0 円
		理学療法士、作業療法士 又は、言語聴覚士の場合	8 8 2 円	8 5 2 円

注) 准看護師がサービスを提供する場合、基本利用料が10%減額になります。

【医療保険による場合】

月初めの訪問看護療養費	負担割合	基本療養費＋管理療養費＋物価対応料＝自己負担
	1 割	5 5 5 円＋7 7 1 円＋6 円 ＝ 1, 3 3 2 円
	2 割	1, 1 1 0 円＋1, 5 4 2 円＋1 2 円 ＝ 2, 6 6 4 円
	3 割	1, 6 6 5 円＋2, 3 1 3 円＋1 8 円 ＝ 3, 9 9 6 円
加算時	別添「訪問看護費加算同意書（医療保険）」のとおり	
2 日目以降の訪問看護療養費	負担割合	基本療養費＋管理療養費＋物価対応料＝自己負担
	1 割	5 5 5 円＋3 0 1 円＋2 円 ＝ 8 5 8 円
	2 割	1, 1 1 0 円＋6 0 2 円＋4 円 ＝ 1, 7 1 6 円
	3 割	1, 6 6 5 円＋9 0 3 円＋6 円 ＝ 2, 5 7 4 円

*医療保険による訪問は、週3回までです。ただし、厚生労働大臣が定める状態については、週4日以上以上の訪問が可能です。（週4日目以降は基本療養費が変わります。）

（注）准看護師がサービスを提供する場合、上記の額より減額になります。

身体障がい者の医療受給者や、特定疾患の医療受給者証など、公費対象者の場合は利用金額が免除もしくは減額されます。

*交通費は、訪問1回ごとに算定いたします。利用者の居宅～訪問看護ステーション間往復の金額です。料金は、別添「保険適応外訪問看護利用料金表」の金額になります。

その他の主な療養費	情報提供療養費 (市町村に療養状況について情報を提供した場合)	1,500円/月
	週4日目以降の基本療養費 (厚生労働大臣が定める状態の利用者のみ週4日以上が訪問が可能)	6,550円/日
	外泊中の訪問看護基本療養費 (退院に向けての外泊中に訪問看護が必要と医師が認めた場合)	8,500円

8. キャンセル料

利用予定日の当日にサービス利用をキャンセルされた場合は、キャンセル料をいただきます。

利用をキャンセルされる場合は、至急ご連絡ください。

緊急の場合・やむを得ない事情がある場合を除きます。

料金は、別添の「保険適応外訪問看護利用料金表」になります。

9. 緊急時の対応方法

利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。 また緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号（緊急連絡先）	
緊急時連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号（緊急連絡先）	

10. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、利用者に対し応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じると共に、速やかに家族等及び関係諸機関に事故の発生状況・今後の対応等について報告いたします。また、事故の状況及びその際行った処置を記録すると共に、その原因を明らかにし、再発防止の対策を講じます。

- (1) 事故が発生した場合には、速やかに市町村に事故の概要を報告いたします。
- (2) 事業者はサービスの提供に伴って、賠償すべき事故が発生した場合、利用者に対して速やかに損害賠償を行います。
- (3) 事業者は、自己の責任に帰すべき理由がない限り、損害賠償の責任を負いません。以下の場合には、事業者は賠償責任を免れます。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、不実の告知を行わなかったことに専ら起因して損害が生じた場合
- ② 契約者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、不実の告知を行わなかったことに専ら起因して損害が生じた場合
- ③ 契約者が急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを起因としない事由に専ら起因して損害が生じた場合
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が生じた場合

1 1. 苦情申立窓口

利用者相談窓口	利用時間 平日午前8時15分～午後5時 利用方法 電話（0858）75－3881 面接場所 智頭病院訪問看護ステーション 担当者 中田 小百合
	利用時間 平日午前8時15分～午後5時 利用方法 電話（0858）75－3211 面接場所 国民健康保険智頭病院 担当者 地域連携室
智頭町役場福祉課	利用時間 平日午前8時30分～午後5時15分 利用方法 電話（0858）75－6007 面接場所 地域包括支援センター
鳥取南地域包括支援センター	利用時間 平日午前8時30分～午後5時15分 利用方法 電話（0858）76－2351
西粟倉村地域包括支援センター	利用時間 平日午前8時30分～午後5時15分 利用方法 電話（0868）79－7100
国民健康保険団体連合会	利用時間 平日午前9時～午後5時 利用方法 電話（0857）20－3681

1 2. 守秘義務及び個人情報の保護

ステーション職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、指導教育を適時行います。

1 3. 虐待防止

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （1）虐待防止に関する責任者と委員会を設置し、定期的に委員会を開催することで早期発見に努めます。 虐待防止に関する責任者：管理者 中田 小百合
- （2）研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- （3）成年後見制度の利用を支援します。

- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (5) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

1 4．感染防止

感染症を予防する体制を整備し、平素から対策を実施すると同時に、常日頃からの感染予防に心がけ、感染症が発生した場合には、迅速に適切な対応に努めます。

1 5．暴言、暴力、ハラスメント対策

職員への暴言、暴力、ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。また、認知症等の病気又は障害に起因する暴言・暴力等の行為については、関係者と相談のうえ、適切なケア内容や体制、リスクをできるだけ回避するための検討を行います。検討の結果、職員の心身の安全確保のため、サービスの中断や契約の解除をする場合もあります。場合によっては、ボイスレコーダー等で録音させていただくこともあります。

1 6．ご利用にあたってのお願い

- ・金品・茶菓子などの接待はお断りいたします。
- ・ペットを守るため、また、職員が安全にケアを行うためにも、訪問中はペットをゲージに入れる、リードに繋ぐなど協力をお願いいたします。
- ・金銭、貴重品の管理は利用者やその家族又は代理人でお願いいたします。

以下余白